

上田市多面的機能広域協定運営委員会会長及び広域協定参加組織の代表者様
多面的機能支払交付金活動組織の代表者様

上田市長 土屋 陽一
(農林部土地改良課)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る多面的機能支払交付金活動の取扱いについて

日頃、上田市の農政及び土地改良事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
また、当事業の適正な運営をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、今後多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動を行う際には、以下に留意し実施していただきますようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症対策本部より発出された**基本的対処方針**※（令和2年4月11日付）では「農業は継続の要請が求められる事業者」とされており、これに基づいた対応を実施してください。

※『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』に係る URL は下記のとおりです。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_h_0411.pdf

2 本交付金の活動を行う際には、農林水産省発出の**ガイドライン**※を参考に対応してください。

活動の実施に当たっては、**①参加者の検温、②使用する機械やヘルメット等の消毒、③発熱がある者への対応と連絡体制の事前整備、④手指の消毒とマスクの着用、⑤作業間隔を広く取る等の工夫**をするなど、感染防止に努めてください。

※『農業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン』に係る URL は下記のとおりです。

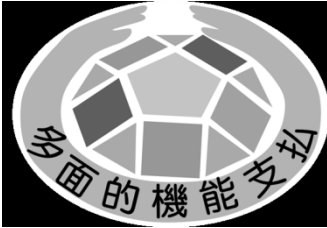
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou_PR.pdf

3 **喫緊に行う活動は必要最小限に留め、可能なものは事態の収束後に行うことを検討してください。**

次年度以降に実施することとした交付金は持ち越すことができます。事業期間末に残額が生じたときは上田市への返還が必要です。ただし、翌年度から新たな事業計画の認定を受け活動を継続する場合は持ち越しが可能です。

また、総会等の意志決定については、書面やメール等により開催・議決が可能です。書面による総会決議は、令和2年3月2日付上田市通知「新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止に係る多面的機能支払交付金事業の総会の開催について（情報提供）」を参照してください。

4 **新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から活動を行わないことにした場合**は、農地維持活動に係る交付金は「自然災害その他やむを得ない理由」に該当するため、返還が免除されます。この場合、中止に伴うキャンセル料や対象組織の恒常的経費に本交付金を充当することができます。



連絡先

農林部土地改良課 管理計画係

TEL 0268-23-5123(直通)

FAX 0268-23-5982

e-mail totikai@city.ueda.nagano.jp

担当 竹下 丸山 小出